

大阪市告示第1206号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年8月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年9月2日（月）	午前9時から
	令和6年9月9日（月）	午後9時30分まで
	令和6年9月17日（火）	午後3時から 午後8時30分まで
	令和6年9月24日（火）	午前9時から
	令和6年9月30日（月）	午後9時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年9月1日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年9月3日（火）から 同月6日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年9月7日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和6年9月8日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年9月10日（火）から 同月13日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで

令和 6 年 9 月 14 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
令和 6 年 9 月 15 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 6 年 9 月 16 日（月）	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
令和 6 年 9 月 18 日（水）から 同月 20 日（金）まで	
令和 6 年 9 月 21 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
令和 6 年 9 月 22 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 6 年 9 月 23 日（月）	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
令和 6 年 9 月 25 日（水）から 同月 27 日（金）まで	
令和 6 年 9 月 28 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
令和 6 年 9 月 29 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）